補助金交付申請の手続き概要（除去等）

事前相談

◆　市役所で補助の対象となる建築物であるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください

見積り依頼

◆　除去等施工業者に相談され、見積書をもらってください。
申請時に必要になります。
※建築物石綿含有建材調査者が除去等の作業計画の策定等を行い、その計画による現場体制に基づいて実施されるものが補助の対象となります。

交付申請

◆　補助金交付申請書（様式第１号）には、次の書類を添付してください。
①事業実施計画書（様式第２号）
②収支予算書（様式第３号）
③役員等調書兼照会承諾書（様式１）
④除去等工事に要する経費の見積書の写し
⑤除去等工事を行う箇所を明示した建物の平面図、付近見取図
⑥アスベスト分析調査結果報告書（写真が添付されたもの）
⑦申請建物の所有者であることが確認できる書類
⑧分析調査、除去等工事の計画の策定を行なう建築物石綿含有建材調査者の資格がわかるもの

交付決定

◆　書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

事業着手

◆　事業に着手したときは、速やかに着手届出書）を提出してください。
なお、除去等工事の着手（業者との契約）は、市の交付決定があってから行ってください。

完了検査

◆　事業が完了したときは、速やかに完了届出書を提出してください。
日程調整後、現地にて完了検査を行います。

実績報告

◆　事業が完了したときには、**完了の日から起算して30日を経過する日、または補助金の交付決定があった年度の3月31日までのいずれか早い日までに**実績報告書（様式第６号）に次の書類を添付して提出してください。
①収支決算書（様式第３号）
②事業報告書（様式第７号）
③除去等工事に係る請負契約書の写し
④アスベスト除去等結果報告書（写真が添付されたもの）
⑤除去等工事に係る請求書または領収書の写し

補助金確定

◆　審査の上、補助金の額を確定します。
※補助金の額：除去等に要した費用（1,500万円/棟を上限とする）に３分の２を乗じて得た額

補助金交付請求

◆　補助金の請求は、補助金等支払請求書に次の書類を添付して提出してください。
①補助金交付決定通知書または補助金等確定通知書の写し
②口座振込依頼書

補助金受理

◆　補助金は、指定の口座に振り込みます。